平成２３年（フ）第８８０号
大阪府泉大津市穴田76番地の11ユウパレス穴田５－１号、前住所大阪府泉大津市北豊中町２丁目７番37―505号
債務者　櫻井　篤夫
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８８７号
大阪府泉佐野市日根野1724番地
債務者　明貝由美子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９０１号
大阪府貝塚市久保335番地25
債務者　川上奈保美
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９１１号
大阪府泉南市樽井６丁目20番３―101号、前住所大阪府泉南市樽井５丁目１番13号―201号
債務者　竹綱　福子（旧姓佐川・木下）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９１６号
大阪府貝塚市名越627番地１メゾン塚本105号
債務者　高島　克子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９１９号
大阪府和泉市のぞみ野３丁目1189番地の246
債務者　安井　沙絵（旧姓西）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９２３号
大阪府和泉市和気町３丁目13番17―101号
債務者　仲谷　孝美
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９３９号
大阪府貝塚市小瀬１丁目19番２号、前住所大阪府貝塚市澤1054番地
債務者　大田由美子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９４０号
大阪府貝塚市堀１丁目16番６―105号
債務者　土江由実子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９４３号
大阪府岸和田市作才町1198番地プラドール91―103号
債務者　江部　昌志
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９４４号
大阪府貝塚市麻生中159番地５
債務者　勝藤　純子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９４８号
大阪府貝塚市地蔵堂245番地２ハイツ山本Ａ―202号
債務者　鎌田きよみ
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９５０号
大阪府阪南市尾崎町６丁目１番６―202号
債務者　野間　一也
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９５２号
大阪府泉佐野市日根野4231番地の２
債務者　百野　幸子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４０１号
香川県高松市川島東町391番地１
債務者　中川　文子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４０２号
香川県高松市元山町1029番地　県住Ｃ９―501
債務者　髙杉由紀子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５４１号
長崎県長崎市岩川町15番９号　江口アパート102号
債務者　樫山美和子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２００号
北海道苫小牧市しらかば町４丁目14番５号
債務者　根地戸まどか
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部